

平成31年3月20日

諮問番号：平成30年度諮問第1号

答申番号：平成30年度答申第2号

答 申

第1 審査会の結論

小牧市長（以下「実施機関」という。）が行った行政文書一部開示決定において、決裁に添付された「不法投棄監視カメラ設置可否決定通知書(案)」に記載された設置場所及び「監視カメラ移動・設置・収納報告書」に記載された移動先・移動元を開示しないこととした決定は妥当であるが、申請書に添付された住宅地図及び決裁に添付された庁内向け地理情報システム（集積場・住宅分布図）を開示しないこととした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

平成30年10月23日、審査請求人は、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「平成30年7月に光ヶ丘四丁目町内会が管理するごみ集積場に設置された不法投棄監視カメラに係る設置申請書及び設置の決定を行った決裁」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成30年11月5日、実施機関は、本件開示請求に対して一部開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

平成30年11月19日、審査請求人は、本件処分を不服として審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

申請書に添付された住宅地図、決裁に添付された「不法投棄監視カメラ設置可否決定通知書(案)」に記載された設置場所、決裁に添付された庁内向け地理情報システム（集積場・住宅分布図）及び「監視カメラ移動・設置・収納報告書」に記載された移動先・移動元を開示しないこ

とした決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 申請書に添付された住宅地図について

実施機関は、開示しないこととした理由として、当該文書は、条例第2条第2号イに該当し、開示請求の対象となる行政文書には当たらないと述べている。しかし、当該文書は、同号イに規定する書籍そのものではなく、申請書を構成する行政文書の一部であり、開示請求の対象である。

(2) 決裁に添付された「不法投棄監視カメラ設置可否決定通知書(案)」に記載された設置場所について

実施機関は、開示しないこととした理由として、当該情報は、条例第7条第2号に該当し、他者の個人情報に当たると述べている。しかし、監視カメラの存在は個人のプライバシーに大きな影響を及ぼすものであるから、その設置場所は、同号イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当し、開示すべきである。

(3) 決裁に添付された庁内向け地理情報システム(集積場・住宅分布図)について

実施機関は、開示しないこととした理由として、当該情報は、条例第7条第3号に該当し、法人等の利益に関する情報に当たると述べている。しかし、同号に該当する情報とは、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものであるところ、本件処分の通知書には、どのような利益を害することになるのか記載が無く、また、当該情報のみから庁内向け地理情報システムのノウハウ等が明らかになるとは考えられず、当該情報を開示することにより法人等の正当な利益を害するとは認められない。よって、当該情報は同号に該当せず、開示すべきである。

(4) 「監視カメラ移動・設置・収納報告書」に記載された移動先・移動元について

実施機関は、開示しないこととした理由として、当該情報は、条例第7条第2号に該当し、他者の個人情報に当たると述べている。しかし、ごみ集積場の場所は一般に誰もが知り得るものであり、市販の住宅地図と照合すれば、当該ごみ集積場の付近に誰が居住しているかは

一目瞭然であるから、当該情報は、同号アに規定する慣行として公にされた情報に該当し、開示すべきである。

第4 実施機関の説明の要旨

1 申請書に添付された住宅地図について

住宅地図は一般に販売されている書籍であるから、条例第2条第2号イに該当し、開示請求の対象となる行政文書には当たらないため、開示しないこととした。

2 決裁に添付された「不法投棄監視カメラ設置可否決定通知書（案）」に記載された設置場所について

設置場所に個人の住所の記載があり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当するものとして開示しないこととした。

3 決裁に添付された庁内向け地理情報システム（集積場・住宅分布図）について

同システムは庁内に限り利用が許諾されたものであり、開示することにより法人の利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するものとして開示しないこととした。

4 「監視カメラ移動・設置・収納報告書」に記載された移動先・移動元について

移動先・移動元に個人の氏名の記載があり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当するものとして開示しないこととした。

第5 審査会の判断

1 申請書に添付された住宅地図について

条例第2条第2号イにおいて行政文書から除外される書籍等とは、一般に書店で購入することなどにより、その内容を容易に知り得るものであって、情報公開制度の対象とする必要がないものをいう。しかしながら、本件処分により開示しないこととされた住宅地図は、特定のページに申請者が監視カメラの設置場所を書き込んで申請書に添付したものであって、一般に書店で購入できる書籍等とは異なり、申請者の意思表示という容易には知り得ない内容が含まれているから、同号イには該当し

ない。よって、当該住宅地図は、申請書と一体の行政文書であり、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当すると認められないから、これを開示しないこととした決定は妥当でなく、開示すべきである。

2 決裁に添付された「不法投棄監視カメラ設置可否決定通知書（案）」に記載された設置場所について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる一切の情報を原則不開示としている。本件処分により開示しないこととされた設置場所には、個人の住所が記載されており、これは、特定の個人を識別することができる情報であるから、同条に規定する不開示情報に該当し、これを開示しないこととした決定は妥当である。審査請求人は、監視カメラの設置場所は、条例第7条第2号イに該当する旨主張するが、同号イに規定する「公にすることが必要であると認められる情報」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいうのであって、本件処分においては、設置場所に記載された個人の住所を公にしてもなお保護すべき優越する利益があるとは認められないから、当該個人の住所は、同号イには該当しない。

なお、本件処分において、不法投棄監視カメラ設置申請書に記載された申請場所は、個人の住所を記載したものであり、個人を識別することができる情報であるから、本来不開示とすべきであった。そうであるにも関わらず、実施機関がこれを開示したことは、失当であると言わざるを得ない。

3 決裁に添付された庁内向け地理情報システム（集積場・住宅分布図）について

実施機関は、同システムの利用が庁内に限り許諾されている旨主張するが、それは、住宅地図情報を収録する同システムを他者に利用させること及び同システムを利用して作成した文書を他者に配付することを制限する趣旨であって、同システムを利用して作成した行政文書を条例の規定に基づいて開示することまで禁止したものと解することはできず、本件集積場・住宅分布図を開示することにより法人の利益を害するとは認められない。よって、同集積場・住宅分布図を開示しないこととした決定は妥当でなく、開示すべきである。

4 「監視カメラ移動・設置・収納報告書」に記載された移動先・移動元について

移動先・移動元には個人の氏名が記載されており、これは、特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第7条第2号に該当し、これを開示しないこととした決定は妥当である。審査請求人は、当該個人の氏名は、条例第7条第2号アに該当する旨主張しており、確かに市販の住宅地図等と照合すれば付近の住民の氏名をある程度知ることができるが、本件「監視カメラ移動・設置・収納報告書」の移動先・移動元に記載された個人の氏名を特定することまではできないから、当該個人の氏名は、同号アに規定する慣行として公にされている情報には該当しない。

5 以上より、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の調査審議の経過

平成30年12月4日	実施機関から諮問書を受理した。
平成30年12月28日	実施機関から意見書を受理した。
平成31年1月23日	審査請求人から反論書を受理した。
平成31年2月7日	審査会開催 調査審議（実施機関及び審査請求人の意見を聴取）
平成31年3月20日	答申